

家庭用生ごみ処理機具の 購入費用を助成します！



家庭から排出される可燃ごみの年間排出量の約3割以上が「生ごみ」と言われています。

ごみの減量化について家庭での取り組みが重要となってきますが、生ごみ処理機具をつかった生ごみの堆肥化や、また、水を切るだけでもごみの減量化に繋がります。

都留市では、家庭での「生ごみ」を減少するために、生ごみ処理機具を購入された市民の方を対象に補助金を交付しています。

ぜひご利用いただき、生ごみの減量化にご協力をお願いします！

◎補助対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・申請者が居住している住宅に補助対象設備を設置する方

◎申請期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日



「生ごみ」を減らすと...

- ・ごみ処理経費削減に！
- ・ごみの焼却による、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出を抑えることができます！

◎補助対象設備・金額

①家庭用生ごみ処理機 (購入・設置前 or 購入後2ヶ月以内の申請が必要)

- ・購入費 税込1/2以内で上限50,000円の補助

②生ごみ処理容器 (購入・設置前 or 購入後2ヶ月以内の申請が必要)

- ・購入費 税込1/2以内で上限5,000円の補助

③ディスポーザー (購入・設置前の申請が必要)

*排水先がディスポーザー対応合併浄化槽になっているもの

- ・購入費 税込1/2以内で上限50,000円の補助
- ・工事費 税込1/2以内で上限50,000円の補助

⚠注意

- ※購入費・工事費に100円未満の端数がある時は切り捨てとなります。
- ※ディスポーザーの設置には上下水道課との事前協議が必要です。



* お問い合わせ先 * 都留市役所 地域環境課 環境政策室

電話：0554-43-1111 (内線 173) メール：kankyouseisaku@city.tsuru.lg.jp



生ごみ処理機具設置費補助金について

申請時に必要な様式は
市ホームページから印刷、
又は**地域環境課**窓口
で受け取りができます！

申請書提出時に必要なもの

- (1) 見積書（金額がわかるもの）
- (2) 設置機器の機種及び性能を表示した書類（カタログ等）
- (3) 補助対象設備設置予定箇所の写真
- (4) 誓約書（様式第1号別紙1）
- (5) 調査に関する同意書（様式第1号別紙2）
- (6) 都留市下水道条例施行規則第5条第4項の排水設備等計画確認通知書の写し（ディスポーザーを設置する場合）

実績報告書提出時に必要なもの

- (1) 交付決定者宛ての補助対象設備の設置に要した領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備設置後の現況写真
- (3) 都留市下水道条例施行規則第7条第2項の排水設備検査済証の写し（ディスポーザーを設置した場合）

補助金申請の流れ

